

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第四章 婦人・年少労働者の状態

第二節 年少労働者の状態

第二節 年少労働者の状態

一九五〇年の国勢調査によると、年少労働者の就業者総数は四、九九六、〇〇〇人である。年少労働者の産業別分布状態をみると、農業が最も多く、ついで製造業の一、一一一、〇〇〇人が多い(第一二六表)。

年少労働者を多数雇用している中小企業の中で、金属工業と機械器具工業について、労働省婦人少年局が調査した「小企業に働く年少労働者」によって、年少労働者の状態をみよう。

(註)この調査は年少労働者一〇人未満を雇用する二二事業所と一〇人以上五〇人未満を雇用する七一事業所、計九三事業所の調査である。

一、労働状態

(イ)労働時間 拘束時間数を見ると、八時間が二〇事業場、八時間三〇分が二四事業場、九時間が四六事業場で最も多い(第一二七表)。これによると事業場の七八%が労働基準法に規定された労働時間より上廻っていることがわかる。同じく労働時間について、直接年少者の回答によって調査した報告によると一〇時間以上というのものもある(第一二八表)。つぎに、労働時間外の雇用者による私用の有無については第一二九表の通りである。一般的にいて、年少労働者の回答は不確実な事が多いが、それを考慮に入れても、労働時間の長いことは否定できない。

(ロ)賃金は一般的に低く一五〇円未満一二〇〇円未満が最も多い。二〇〇円以上は全体の約二〇%である。(第一三一表)

(ハ)就業の動機 これら年少労働者の就業の動機をみると、家計の補助、あるいは自活のためが圧倒的に多く、五四%を占めている。ついで技術を得るため、学費を得るためが三一%となっている。この数字から苦しい年少労働者の家庭が推察出来る(第一三〇表)。

二、学令児童、生徒の不就学

貧困が主な原因で義務教育を受けられない未就学児童、生徒が全国で八、三三三、〇〇〇人(文部統計速報第三二号)もいるが、政府の対策がたたないまま現在見放されている状態である。これに対して文部省では「義務教育は学校教育法により昼間制が建前となっているから、黙認すると全国に拡がるうえ、現在昼間の学校に通学しているものも昼間働いて夜学へ通うものが激増し、六三制が崩壊する恐れがある」(朝日新聞、一九五一年七月八日)と夜間中学の開設に反対している。

三、人身売買

厚生省児童局養護課の「いわゆる人身売買事件の調査」によれば、一九五一年一月一一〇月に一八八名(女一五七名、男三一名)の人身売買が行われた。年令男女別にみると一六才の女子四七

名が最も多く、ついで一七才の女子四五名、一五才の女子二一名と女子が圧倒的に多い。売られた児童の出身地は山形、青森、宮城、福岡を中心として全国各府県にまたがっている(第一三四表)。受け入れ先も栃木、埼玉を中心としてほとんど全国にひろがっている(第一三五表)。

養育先の職業は特殊飲食店と農業が圧倒的に多く(第一三二表) 売買された児童の就業業務は接客婦が最も多い(第一三三表)。

これら児童の親元の職業をみると、日雇三八、無職二九、農業二六の順になっており、その主な原因が家庭の貧困によるものであることが推察される(第一三六表)。

前借金は一〇、〇〇〇円が最も多いが、なかにはわずか九五〇円でうられてゆく者もある(第一三七表)。

売られた動機については家庭貧困が第一で五四名、生活苦が一五名で、家庭貧困がその最も大きな理由となっている(第一三八表)。

このような、人身売買事件にたいし、中央青少年問題協議会は政府にその対策を具申した。その結果、政府は一九五一年二月一四日の次官会議で、中央青少年問題協議会の「いわゆる人身売買対策要綱」(後記)を基本として、各関係府省に、具体的措置を講ずるよう通知した。

いわゆる人身売買事件対策要綱

一、趣旨

個人の尊厳と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新発足しようとしているわが国に、いわゆる人身売買という非人道的事実がいまだに存することは、まことに恥ずべきことであり、その絶滅を図ることは、国家の重大な問題といわねばならぬ(後略)

二、ここでいわゆる人身売買の意味(略)

三、「人身売買」の関係法規(略)

四、対策

(1) 要保護家庭について適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあっせん等によりその生活の安定を図ること。

(2) 職業安定機能の強化に努力し、職業のあっせんを積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

(3) 児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

(4) 関係諸機関の連絡も更に強化し、厳重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

(5) 売買された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

